

---

 資 料
 

---

## 韓国ソウル中央地方法院・ 第一次日本軍慰安婦問題損害賠償事件 (ソウル中央地方法院 2021 年 1 月 8 日判決・2016 가합 505092)

岡 克 彦

### はじめに

本稿は、日本国という外国政府を相手として韓国の元慰安婦被害者が損害賠償請求権を求めた自国での民事裁判において、2021 年 1 月 8 日に韓国・ソウル中央地方法院で下された判決文の全容を明らかにするものである<sup>i</sup>。本事件は、2013 年 8 月に原告たちが日本政府に対して損害賠償請求の調停を同地方法院に申請したことから始まった。これに対して、日本政府はこの調停に一切応じようとしなかった。2015 年 12 月にソウル中央地方法院は、調停から訴訟に切り替える原告側の申立にもとづき同調停の打ち切りを決定して、本事件を民事訴訟手続に移行させた。これに伴って 2016 年 1 月から本事件による民事裁判が開始された<sup>ii</sup>。今回の事件は、おおよそ 5 年間の審理過程を経て下された判決であった。日本政府は、訴訟開始から一貫して被告として応じる反応をまったく示さず、控訴することなしに控訴期間を満了することにより、同判決は同年 1 月 23 日に確定した<sup>iii</sup>。

最大の争点は、外国政府の不法行為にもとづく損害賠償請求に対して国

---

<sup>i</sup> 本稿で明らかにする判決は、서울중앙지방법원 2021 년 1 월 8 일 선고 2106 가합 505092, 손해배상 사건 판결문에 依拠している。

<sup>ii</sup> 大韓民国法院の本事件情報による (<https://safind.scourt.go.kr> 2021 年 4 月 8 日確認)。

<sup>iii</sup> 日本政府は、「慰安婦問題」という文書で自らの立場を明らかにしている (2021 年 1 月 23 日付)。日本国外務省 HP ([https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page6\\_000519.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page6_000519.html) 2021 年 4 月 23 日確認)。なお、日本政府の本事件に関する訴訟費用の支払いについて、2021 年 3 月 29 日にソウル中央地方法院はこの支払に対する強制執行を被告たる日本政府に命じることが国家の主権および権威を損なうおそれがあるとの理由から同強制執行手続を実施しないという決定を下したようである。법률신문 전자판 2021 년 4 월 21 일자 (<https://www.lawtimes.co.kr/Legal-News>)。)

家免除の原則が適用されるのか否かにある<sup>iv</sup>。本判決は、国際慣習法上、伝統的に認められてきた同原則に対して、国家が人道上、重大な不法行為を行い、この行為が国際強行規範に反する場合についてはその例外として国家免除の原則を適用除外すべきであると判示して、日本政府に損害賠償責任を認めるという異例の判断を下した。同判決は、日本政府をはじめ日本国内に対してはもちろんのこと、韓国内でもその賛否両論に分歧するほどに物議を醸しだした。

さらに、波紋を広げたのは、そのほかの元慰安婦被害者による第2次日本軍慰安婦問題損害賠償事件に対する判決が同年4月21日に同じソウル中央地方法院で下されたことである<sup>v</sup>。その内容は、第1次事件の判決とは正反対の判断で国家免除の原則を適用して日本政府の損害賠償責任を認めず、原告側に訴えの却下を言い渡したのである。ほぼ同じ事件に対して同一の法院内で真逆の判断が下されたことに伴い、事件の対応をめぐる双方の原告たちおよびその支援団体をはじめ、この二つの事件は韓国社会に反響とともに大きな混乱をもたらした。第2次事件の原告たちは、後者の法院の判断を不服として、ソウル高等法院に控訴したようである。1審での判断がこのように二分した慰安婦訴訟は、今後、控訴審からさらに上告審へと上訴が予想される過程でどのように法的に収拾されていくのか、その動向が注目される。以下では、第1次日本軍慰安婦問題損害賠償事件に対するソウル中央地方法院の判決を明らかにする。

なお、本判決文の翻訳に際しては、原文をなるべく忠実に訳すことに努めた<sup>vi</sup>。ただし、用語、日本の法令、欧文表記・その引用文および日韓の外交文書などは、原文の文意を損ねることなく日本側で通用しているものを主に採用している。

<sup>iv</sup> 国家免除の原則（主権免除の原則）については、以下の文献を参照した。水島朋則『主権免除の国際法』（名古屋大学出版会、2012年）、同著「欧州における『過去の克服』の現在」法律時報87巻10号（2015年）28頁、河野真理子「国家免除における制限免除の存立基盤」国際私法年報10号（2008年）140頁、최태현「제한적 국가면제론 하에서의 국가면제와 외교적 면제 간의 관계」법학논총36집2호（한양대학교, 2019）139면, 김석현「국가면제의 기준: 면제의 제한과 관련하여」국제법평론29호（국제법평론회, 2009）29면 등.

<sup>v</sup> 서울중앙지방법원 2021년 4월 21일 선고 2106 가합 580239, 순해배상 사건 판결.

<sup>vi</sup> 本判決文の邦訳としては、山本晴太訳「ソウル中央地方法院第34民事部判決」があり、これも参照した（<http://justice.skr.jp/korea/judgements/30-1.pdf>）。

【事件】 2016 가합 505092 損害賠償（기）

【原告】 X1ほか11名。

【被告】 日本国 法律上の代表者：法務省・法務大臣 上川陽子

【弁論終結】 2020年10月30日

【判決宣告】 2021年1月8日

## 【主文】

1. 被告は、原告らに各100,000,000ウォンを支払え。
2. 訴訟費用は、被告が負担する。
3. 本項1は、仮に執行することができる。

## 【請求趣旨】

主文と同じ<sup>1)</sup>。

## 【理由】

### I. 基礎事実

イ. 日本帝国<sup>2)</sup>による朝鮮半島の侵奪、朝鮮人の強制動員および戦争の終結

1. 日本帝国は、1910年8月22日に大韓帝国との間で韓国併合条約を締結した後、朝鮮総督府を通して朝鮮半島を支配した。日本帝国は、1931年の満州事変、1937年の日中戦争を起こし、それによって東アジア地域が戦時体制に突入するようになった。日本帝国は、1941年に太平洋戦争を引き起こし、戦線は東アジアを越えて南洋群島および南太平洋の一带にまで拡大した。
2. 日本帝国は、このような戦争によって人手と物資が不足するようになるに伴って、これを解決するために、1937年8月ごろに「国民精神総動

---

### 〔原注〕

- 1) 原告らの代理人は、2020年10月30日の第4回弁論期日で2020年10月28日付の請求趣旨および請求原因である変更申請書のうち、変更された請求趣旨を上記のように訂正して陳述した。
- 2) 1868年の明治維新で成立し、1947年に現行の日本国憲法が施行される時まで日本列島に存在した国家で、被告の前身である。

員実施要綱」を設けた。1938年4月1日には「国家総動員法」を、1939年7月8日は「国民徴用令」をそれぞれ制定・公布した。1941年11月ごろには、「国民勤労報国協力令」により、14歳以上から25歳未満までの未婚女子に対して1年のうち、30日以内で国民勤労報国隊に協力するように定めた<sup>3)</sup>。1930年代末からは、日本帝国が占領中であった朝鮮半島内で男女を含めて、報道、医療および勤労など、様々な分野において「挺身隊」を動員してきたが、1944年8月23日に日王<sup>詔<sup>注</sup>1</sup>は、「女子挺身勤労令」を勅令として公布し、上記の「挺身隊」を公式化した。1939年9月ごろからは「募集形式」により、1942年2月からは「官斡旋方式」によって、1944年9月ごろからは「徴用令方式」によって挺身隊などへ朝鮮人の動員が行われた。

3. 日本帝国が引き起こした太平洋戦争は、1945年8月6日に広島に、同じ月の9日に長崎に原子爆弾が投下された後、同月15日昼の12時に昭和裕仁・日王がアメリカをはじめとした連合国に無条件降伏を宣言することで終結した。

#### ロ。「慰安婦」<sup>4)</sup>の動員過程

##### 1. 日本帝国の慰安所設置および「慰安婦」の動員

###### (1) 慰安所の設置

「慰安所」は、1932年の上海事変のときに日本軍兵士により強姦事件が

---

3) 「国民勤労報国協力令」は、1943年12月に改正され、14歳以上から25歳未満までの未婚女子に対する動員期間が30日から50日に増加し、1944年11月の改正では14歳から40歳未満の配偶者のいない女子に対象が拡大した。

4) 太平洋戦争の頃に日本軍の性的要求などの解消方法として動員された女性たちの名称は、「挺身隊」(勤労挺身隊とは区別される)、「処女供出」、「報国隊」、「勤労隊」、「従軍慰安婦」などと呼ばれた後に、1990年頃に韓国挺身隊研究会と韓国挺身隊問題対策協議会は、「日本軍「慰安婦」」という名称を使用することにした。上の名称または男性から受けた明白な性的被害を男性に対する「慰安行為」と概念づけていることから見て、「性奴隷」、「戦争奴隷」、「軍隊性奴隷」および『日本軍「慰安婦」被害者』という名称に変更しなければならないとの主張もある。「日帝下の日本軍慰安婦被害者に対する保護・支援及び記念事業等に関する法律」では、「日本軍慰安婦被害者」と称している。国連人権小委員会のマクドゥーガル(Gay McDougall) 報告官は、1998年「Systematic Rape, Sexual Slavery and Slavery-like Practices during Armed Conflict」という報告書で軍の慰安所を「強姦センター(Rape Center)」または「強姦キャンプ(Rape Camp)」として上の女性たちを「性奴隷(Sexual Slavery)」と称した。このように様々な名称が混在してはいるが、本判決では、原告らが称しているとおり、上の女性たちの名称を「慰安婦」とし、彼女らが居住した軍営内または営外での収容施設を「慰安所」と総称することにする。

多発的に発生し、現地人の反発と性病などの問題として続くに伴って、その防止策として日本海軍が設置したものが最初であった。日中戦争が全面的に開始した後に日本帝国は、戦線の拡大と共に軍人の管理のために「慰安所」を設置する必要性があると判断した。これには軍人に精神的な慰安を提供することで、いつ終わるとも知れない戦争から逃れようとする軍人の士気を奮い立たせて、不満を緩和させるためである。特に、日本語を知らない植民地の女性を「慰安婦」にすることで軍の機密が漏れ出る可能性を減らそうという意図も含まれていた。1937年頃から日本軍が占領中であった中国などの戦争地域に慰安所が本格的に設置され始めて、1941年以降、日本軍によって占領される地域が拡大するにしたがって、東南アジア、南太平洋地域にまで軍慰安所が設置された。

日本帝国陸軍は、1937年9月29日陸達第48号で物品販売所規程である「野戦酒保規程」を改正して、軍営内の酒保（戦争中に軍営内で軍人、軍属などに物品を販売する売店）に慰安所を設置できるようにし、また、1943年7月18日の「営外施設規程」で中隊以上の駐屯地に軍人・軍属専用の特殊慰安所を軍営の外に設置することができるが、委託経営するものとして定めることにより、軍営内・外に慰安所を設置する根拠を設けた。日本軍が1938年5月に発行した「戦時服務提要」では、「性病に対する積極的な予防法を強く求め、慰安所の衛生施設を完備するとともに、軍が指定した以外の売春婦および地域の人々との接触を禁じる」という内容が記載された。

## （2）慰安婦の動員

日本帝国は、自国および占領地の諸国家の女性を対象として、種々の方式で戦場に設置された慰安所に「慰安婦」を動員した。（その動員の方式としては、一訳者）①女性を暴行、脅迫、拉致して強制的に動員する方式、②地域の有志、公務員、学校などを通して募集する方式、③「就職させてあげる」、「多くのお金を稼げる」と欺瞞して募集する方式、④募集業者に委託する方式、⑤勤勞挺身隊、供出制度を通じた動員方式などを利用した。

## 2. 「慰安婦」の輸送および慰安所の運営過程における日本帝国の役割

日本軍司令部は、募集した「慰安婦」を朝鮮半島の外に移送する過程で円滑に輸送するために、「慰安婦」に無料の渡航証、国外移動のための身

分証明書を発給するなど、民間業者の慰安婦輸送に便宜を提供したり、または日本軍人や日本警察が直接に「慰安婦」を戦線に輸送する業務を担当し実行したりした。慰安所の管理は、日本軍が直接に行ったり、または日本帝国政府から委託された民間業者が行ったりした。民間業者に委託する場合、日本軍は民間業者の開業の可否、設備の設置、開業時間、利用料金および利用者の避妊器具の使用義務などを定める方式で慰安所の設置と管理に関与した。「慰安婦」の健康管理（ただし、これは性病の予防、診断と治療などだけに限られた）は、主に日本軍の軍医によって実施された。「慰安婦」が逃走する場合、日本軍が直接に追っ手をつけて逃走した「慰安婦」を再び慰安所に連れ戻したり、射殺したりすることもあった。

### 3. 原告等の個人別の「慰安婦」動員過程および慰安所生活

(1) 原告 X1 は、1923 年に慶尚北道星州郡星州邑で出生して、19 歳に大邱に移り住んだ。1941 年 10 月ごろに友達の家で 40 歳ほどの日本人と朝鮮人<sup>5)</sup> 男子が訪ねてきて、X1 に「ソウルで職に就かせてあげる」と勧めた。原告 X1 はソウルで就職して、貧しく不遇な家庭から離れて自立しようと彼らについて行くようになった。原告 X1 がソウルに着いた後に朝鮮人男性は、就職するところがソウルではないと言って、ソウル駅から X1 を汽車に乗せて、中国の三江省にある日本軍の慰安所に行くことになった。

原告 X1 は、慰安所で 27 名ほどの韓国人「慰安婦」と過ごしつつ、十分な食事も摂ることができないまま、平日には 5～6 名、週末と公休日には 15～16 名に対し日本軍によって性行為を強要された。

(2) 原告 X2 は、1926 年に江原道旌善郡で出生し、鐵原に移り住んだ後に「カネモト・キミコ」（訳注：漢字不明）と創氏改名をした。1942 年にお使いに行くところで軍服に身をまとった男性によって強制的に連れていかれ、車に乗せられた。原告 X2 は、そのまま中国の吉林省琿春にある日本軍の慰安所に行くようになった。

原告 X2 は、慰安所で週に 1 回、産婦人科の検診を受けつつ、多いときは一日に 40 名余りの日本軍人から性行為を強要される「慰安婦」生活をしていた。慰安所では、軍人から度々、暴行を受けた。これにより耳の鼓

---

5) 原告たちが表現したとおりに記載する。以下、3) 項でも同様である。

膜が破裂する傷害を負うこともあった。

(3) 原告 X3 は、1928 年に常州市で出生した。1943 年に日本軍が「処女供出を行う」、「報国隊を選ぶ」といううわさを聞き、母の友人宅に逃れていたが、帰宅のところに数名の日本人巡査が家に訪ねて、原告 X3 の名前が記載された徴用文書を渡して「機を織るところに行く」と言った。そのことばを聞き、どこに行くのか知る由もない状況でトラックの後部座席に乗せられて、故郷を離れることになった。

原告 X3 は「オカダ」という名前に創氏改名をし、中国・瀋陽に移動した後に中国・長春にある日本軍の慰安所で定期的に性病予防注射を受けつつ、一日に 7～8 名の日本軍人を相手にする「慰安婦」生活をするようになった。原告 X3 がいた慰安所は、日本軍医が定期的に産婦人科検診を実施し、日本軍幹部の婦人だという日本人女性が慰安所全体を管理していた。

原告 X3 は、この場所で髪の毛がまともに生えないほどに頭の天辺の部分を殴られるなど、軍人たちからあらゆる暴行を受けた。原告 X3 は、当時 10 代の半ばで幼く、体が弱くてよく熱を出すなど、病気がちであった。日本軍人らは、原告 X3 がほかの者に病気を移すことを恐れて、本人を山に遺棄して、火で焼き殺そうとしたこともあった。

(4) 原告 X4（住民登録上 1928 年生）は、1927 年に釜山で出生した。1942 年 7 月ごろにお使いから帰る途中で知らない男性に強制的に連れていかれ、中国に行くようになった。

原告 X4 は、中国の吉林省・延吉に到着した後に鉄格子が設置された収容所に収容され、名前を「トミコ」に変えて日本軍が使用した飛行場を拡張する工事に動員されて働かされた。工事現場には人夫たちが逃げないように電気が通電する鉄条網が張られていた。その中で何度も日本軍人から強姦と暴行を受けた。それから幾日か経った後に日本軍人は原告 X4 を近くの慰安所に送り、X4 は慰安所に収容され、一日に 30 から 40 名にもなる日本軍人を相手とする「慰安婦」生活をするようになった。原告 X4 が日本軍人の性的要求を十分に満たすことができなければ、彼らから凶器での酷い暴行を受けることもあった。

結局、原告 X4 は梅毒という性病を罹患するようになり、606 号注射<sup>6)</sup>

---

6) 「サルバルサン」という梅毒などの性病の治療に主に使われる注射剤である。

を定期に受けてもあまり回復せずにいると、直ぐに水銀を使用するという極端な治療を受けるようになった。その治療を行ってからは、妊娠ができない体になった。原告 X4 は慰安所を脱出すると、直ちに日本軍によって慰安所に連れ戻され、全身が血塗れになるまで暴行を受けることもあった。このときに耳に暴行を受けて耳の疾患に罹患したが、その治療を受けることができずに耳がよく聞こえなくなった。

(5) 原告 X5 は、1924 年に慶尚南道・密陽に出生した。1941 年に友だちが「中国の裁縫工場に入らないか」と提案したことから、当時、貧しい実家を助けるために友だちとともに中国にある工場に行くものだと思い、「慰安婦」募集役の者について汽車に乗り、中国に行くことになった。

原告 X5 を含めた朝鮮人女性の乗った汽車が中国に到着してから、上の原告は軍人の引率にしたがって中国の黒龍江省・穆稜近郊の慰安所に行くようになった。その場所では、週に 1 回、日本軍医から産婦人科の検診を受け、606 号注射を接種させられながら、1 日に 15 名以上の軍人を相手にする「慰安婦」生活を送らなければならず、慰安所を管理する管理人と軍人から頻繁に暴行を受けた。時間が空けば、軍人の衣服を洗ったり、それを裁縫することなどの仕事をしたり、また日本軍の負傷兵士を慰問するために歌の公演を行ったりもした。原告 X5 は、慰安所で病気に罹って死亡したり、あるいは「慰安婦」生活に耐えられずに慰安所を脱出する「慰安婦」を目撃することもあった。

(6) 原告 X6 は、1922 年に平壤で出生し、20 歳のときに「工場に行けばお金を稼げる」ということばを聞き「慰安婦」募集役の者について中国・黒龍江省の東寧に行くようになり、そのところの慰安所に収容された。慰安所の管理人は朝鮮人であったが、慰安所を利用する者は、すべて日本軍人であった。(慰安所の決済システムは一訳者) 日本軍人が慰安所の管理人から切符を買って入場し、その切符を「慰安婦」に渡すと、慰安婦がその切符を管理人に交付して計算される方式であった。週に 1 回、日本軍医から産婦人科の検診を受けた。軍人を相手する回数が少なかったり、病気になったりして日本軍の性的欲求を満たすことができなければ、管理人などから体罰を受けた。

「慰安婦」生活のなかで原告 X6 は、妊娠をするようになり、日本軍将校が借金を返してあげるから家に帰りなさいといったことで東寧の慰安所



を出ることになった。原告 X6 は、出産後も子どもを育てることができず、中国人にその子を委ねることになった。また再び、身売りをされていくのかを恐れる気持ちになり、どうしようもなく石門子の慰安所に入るようになった。そのところでまた妊娠するようになり、慰安所を出ることになった。原告 X6 は、慰安所で耐えられずに自殺を試みたり、また逃亡する「慰安婦」を目撃したこともあった。

(7) 原告 X7 は、1929 年に牙山市で出生し、1943 年 11 月ごろに強制徴用を避けるために婚姻をした。ところが、夫が婚姻した次の日に強制徴用に召集された。原告 X7 も、それから 2～3 日後に日本巡査により強制的に汽車に乗せられるようになった。釜山から日本の下関に移動した後に「トクダイ」部隊に到着し、衣服として軍服を支給された。それ以降、一日に 20～30 名にも及ぶ日本軍人を相手にする「慰安婦」生活が始まった。昼間は、防空壕に避難すると、夜には直ちに慰安所に戻ってくるなど、不安定な生活をした。その後、軍艦で移動することになったが、そのところでも「慰安婦」生活が続いていった。慰安所では、服が刃物で引き裂かれたり、凶器で暴行を受けたりして、そのことで負った傷は今でも残っている。

(8) 原告 X8 は、1930 年忠清北道・堤川で出生し、1945 年 2 月ごろに「日本に留学に行くことになった」との知らせで全校生から祝福されて日本に発った。その後、岡山飛行機軍需物資の工場に動員され、その場所に収容された。このとき日本軍人を相手とする「慰安婦」生活をするようになった。

(9) 原告 X9（住民登録上、1916 年生）は、1926 年<sup>7)</sup>に全羅北道・任實郡・クアンチョル里で出生し、1943 年ごろに日本軍が少女たちを強制的に連れていくとのうわさで知人の家に身を隠して過ごしていた。あるとき、町内の公務員が「どこか（紡績工場）に行けば、ご飯が食べれる」といって X9 を引きずり出して、無理やりにあるところに連れていかれ、汽車や船に乗り継ぎながら、「ヤスマ」<sup>マ</sup>という南洋群島の慰安所に行くようになった。日本軍人が慰安所に訪れてきたとき、原告 X9 が泣いたら彼らから暴

---

7) 原告 X9 の場合、住民登録上の出生年度と被害者の証言インタビューの資料（甲第 23 号証の 1）に記載された出生年度が一致せず、その差が小さくはない。ただし、原告 X9 が出生したころは住民登録法が施行する前であり、日本による植民地期とその後の朝鮮戦争などを経験しつつ、出生を証明することの可能な資料が疎明され、その頃に出生した国民の場合、実際の出生時期とは異なって、住民登録がなされたことが多数あるので、原告 X9 の陳述にもとづいて出生年度を記載する。

行を受けた。

(10) X10 は、1929 年に安東市で出生した（訳注：本人の死亡と共に、その子たる A に訴訟が受継された）。1943 年頃に日本巡査によって強制的に連れていかれ、北海道に行くことになった。X10 は、その場所で「カネヤマ・ウヅンカ」という名前に変えて、工場に行くことを知り、そこに行った。軍隊の営内で 100 名余りの女性が団体で生活をしつつ、軍人の食事と洗濯などの雑用を行い、数回にわたって性暴行を受けた。これを避けようとしたら、軍人から酷い暴行を受けた。この暴行で足が折れる傷害を受けることもあった。

(11) 原告 X11（住民登録上、1930 年生）は、1927 年に大邱で生まれたが、1944 年 10 月ごろに日本軍人から就職を勧められた。原告 X11 は、これを拒絶したのにもかかわらず強制的に連れていかれ、中国満州の慰安所に行くことになり、そこで日本軍人を相手とする「慰安婦」生活を強要された。

(12) 原告 X12 は、1922 年に慶尚南道・南海郡で出生した。1938 年ごろにいとこと共に海辺で貝採りしている最中に日本軍人に強制的に連れていかれ、名古屋に行くことになった。そこから中国満州に送られ、満州にある日本軍小隊の前にある慰安所で 20 名余りの「慰安婦」といっしょに生活をするようになり、公休日には数名の日本軍人を相手とする「慰安婦」生活を強要された。原告 X12 がいた慰安所は、日本軍の女性軍人が管理をし、「慰安婦」が慰安所から逃走する場合、捕まったら銃殺にされた。

(13) 原告 X1、X2、X3、X4、X5、X6、X7、X8、X9、X10、X11 および X12（以下、「原告たち」という。）は、慰安所という団体宿舎で各自に一部屋を割り当てられ、一日に一食か二食ほど配膳された。一週間に一度、日本軍医から性病に罹っているのか否かなどの産婦人科の検診を受けた。性病など、産婦人科の疾患がある場合には治療されるが、それ以外の疾患はまったく治療されることはなかった。赤痢などの伝染病に罹った「慰安婦」は隔離されるか、または遺棄されたりした。

食事はあまりにも貧弱だった。採った草や豆の搾りかすを混ぜてご飯をつくって食べた。着るものも軍人が着ていた古い軍服などを洗ってそれを着ていた。一日に何度も軍人の性的欲求の対象となったり、週末はさらに多くの軍人が訪れたりして、彼らの要求に充分に応じなかったときには、

彼らから惨い暴行を受けて深刻な傷害を負うこともあった。

慰安所には管理人が置かれて「慰安婦」が逃走することができないように監視した。「慰安婦」が病気に罹ったり、反抗したりして軍人の性的な要求に十分に応じない場合、「慰安婦」に暴行を加えることもあった。「慰安婦」が逃走する場合、日本軍は彼女らを追撃して殺傷したり、再び慰安所に連れ戻したりした。逃走に成功した「慰安婦」がいれば、残りの「慰安婦」に対する監視がより一層に厳格になった。

原告たちは、慰安所の管理人などから賃金をさほど支給されることがなかった。金銭をもらったとしても、意味をなさないほどに少額であった。

#### ハ. 終戦以降の原告たちの生活

1. 終戦になるに伴い、日本軍は直ちに「慰安婦」を慰安所にそのまま残したまま退却した。原告たちは、終戦になったのか否かがよく分からない状況で慰安所の近隣地域で迷った。戦闘状態の真っ只中を経たり、何もない状況で食いつなぐためにあらゆることをしたりするほかになかった。原告たちは、そのほとんどが故郷に直ぐに帰国することができず、中国や日本などの地で放浪する生活をしたこともあった。

2. 原告たちは、婚姻をすることができなかつたり、または婚姻をしたとしても円満な結婚生活を営むことができなかったりした。故郷に帰ってくる場合にも父母や家族たちが彼女を恥ずかしく思ったりして、まともな社会生活をすることができなかった。彼女たち自身も自らの過去を言葉にできないほどに肩身が狭く、夫や子どもにも「慰安婦」生活についての過去を一切、口にしてこなかった場合が多かった。婚姻後に夫から「なぜ、結婚前に『慰安婦』であった事実を言わなかったのか」と叱責された原告もいた。

3. 原告たちは、肉体的には慰安所で受けた傷害、疾病および性病の後遺症を負っていることで健康を害しており、肉体的な苦痛以外にも精神的に深刻な痛みを伴っていた。普通だとされる社会生活に順応できず、まともな職業に就くことができずに、おおかた貧しい生活を送っていた。

## 二. 日本帝国が終戦頃までに締結した国際条約など

### 1. 陸戦の法規慣例に関する条約

1907年にハーグ平和会議で「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」(Convention with Respect to the Laws and Customs of War on Land) (以下、「ハーグ陸戦条約」という。)が締結された。日本帝国は1911年12月13日に同条約を批准した。この条約第3条は、「前記規則ノ条項ニ違反シタル交戦当事者ハ損害アルトキハ之カ賠償ノ責ヲ負フヘキモノトス。交戦当事者ハ其ノ軍隊ヲ組成スル人員ノ一切ノ行為ニ付責任ヲ負フ」(A belligerent party which violates the provisions of the said Regulation shall, if the case demands, be liable to pay compensation. It shall be responsible for all acts committed by persons forming part of its armed force)と規定している<sup>訳注2</sup>。附属書第46条には、「家ノ名誉及権利・・・・ハ之ヲ尊重スヘシ」(Family honor and rights, the lives of persons, and private property, as well as religious convictions and practice, must be respected)と規定している<sup>訳注3</sup>。

### 2. 白人奴隷の売買取締に関する国際条約

日本帝国が1925年に批准した「白人奴隷の売買取締に関する国際条約」(International Convention for the Suppression of the White Slave Traffic)<sup>8)</sup>では、「何人タルヲ問ハス他人ノ情欲ヲ満足セシムル為醜行ヲ目的トシテ未成年ノ婦女ヲ勧誘シ誘引シ又ハ拐去シタル者ハ本人ノ承諾ヲ得タルトキト雖又右犯罪ノ構成要素タル各行為カ異ナリタル国ニ互リテ遂行セラレタルトキト雖罰セラルヘシ」と規定している<sup>訳注4</sup>。

### 3. 婦人及び児童の売買禁止に関する条約および奴隷条約

国際連盟は、1921年9月30日に「婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル条約」(International Convention for the Suppression of the Traffic in Women and Children)を採択した。日本帝国は同条約を1925年頃に批准した(ただし、このときは植民地である朝鮮半島の地域、台湾地域および遼東半島以南の租借地に対する適用を留保した)。この条約によると、他人の欲望を満たすための性産業の目的で未成年(21歳以下)の女性を説得、誘惑および拉致する、いかなる行為も当事者の同意の有無にかかわらず犯罪になる。

また、国際連盟は、1926年9月25日に「奴隷条約」(Slavery Convention)

---

8) 日本では「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル国際条約」と称することもある。

を採択し、1927年3月9日に公表した。同条約は、「奴隷」について「所有権に伴う一部若しくは全部の権限を行使する者の行為または状態」をいうと定義した後に奴隷の解放、奴隷取引の禁止および強制労働の禁止を規定しており、これが国際慣習法として発展した。

#### 4. 強制労働に関する条約

国際労働機関（ILO）は、1930年に「強制労働ニ関スル条約」（ILO Convention 29）を採択した。日本帝国は1932年11月21日に同条約を批准した。この条約によると、強制労働を短期間内に廃止し、また廃止されるときまで過渡的な期間があったとしても女性はすべてその対象から除外しなければならない。就労の期間と時間を限定して、相当なる報酬および産業災害を補償して、健康な条件を保障するように定めている。

#### 5. 日本帝国の旧刑法

日本帝国の国内および韓国併合条約にもとづき、当時の朝鮮半島に適用された刑法（法律第45号、1907年制定、以下では「被告の旧刑法」とする。）の第226条では、「所在国外移送目的略取及誘拐」の罪について規定していた<sup>9)</sup>。

#### ホ. 被告の成立

太平洋戦争の終戦後、1946年11月3日に日本国憲法が公布されて、現行の被告が成立した。

#### へ. 終戦以降での大韓民国と被告の間における戦争問題に関する合意事項

##### 1. サンフランシスコ平和条約の締結

太平洋戦争の終戦後、アメリカ、イギリスなどを含めた連合国と被告は、1951年9月8日にアメリカのサンフランシスコ市で戦後賠償問題を解決するために平和条約（以下、「サンフランシスコ条約」という。）を締結した。同条約第4条（a）は、「……第二条に掲げる地域にあるもの並びに日本国及びその国民の請求権（債権を含む。）で現にこれらの地域の施政を行っている当局及びその住民（法人を含む。）に対するものの処理並びに日本国におけるこれらの当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対するこれらの当局及び住民の請求権（債権を含む。）の処理は、

9) 現行の日本刑法第226条でも「所在国外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、2年以上の有期徒刑に処する」と規定している。

日本国とこれらの当局との間の特別取極の主題とする」と定めた<sup>訳注5</sup>。

## 2. 大韓民国と被告の間における国交正常化のための条約および附属協定の締結

サンフランシスコ条約が締結された後に大韓民国政府と被告政府の間で1965年6月22日に「大韓民国と日本国の間の基本関係に関する条約」およびその附属協定のひとつとして「大韓民国と日本国の間の財産及び請求権に関する問題の解決及び経済協力に関する協定」（以下、「請求権協定」という。）が締結された。この請求権協定第1条では、「日本国は、大韓民国に対して・・・3億合衆国ドル・・・を、この協定の効力発生の日から10年の期間にわたって無償で供与するものとする。・・・2億合衆国ドル・・・を長期低利で、・・・10年の期間にわたって」貸し付けるものとする」と定めた。第2条では「両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、1951年9月8日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する」と定めた<sup>訳注6</sup>。

請求権協定は、1965年8月14日に大韓民国の国会で批准同意され、1965年11月12日に日本の衆議院および1965年12月11日に日本の参議院で批准同意された後に両国で公布した。両国が1965年12月18日に批准書を交換することにより、請求権協定は発効した。

## 3. 請求権協定の発効以降における大韓民国の措置

大韓民国は、請求権協定により支給された資金を活用するための基本事項を定めることを目的として、1966年2月19日に「請求権資金の運用及び管理に関する法律」を制定した。続いて補償対象となる対日民間請求権の正確な証拠および資料を収集する上で必要な事項を定めるために、1971年1月19日に「対日民間請求権の申告に関する法律」（以下、「請求権申告法」という。）を制定した。請求権申告法で定めた申告対象者は、「1947年8月15日より1965年6月22日までに日本国に居住したところのある者を除いた大韓民国の国民は、1945年8月15日以前に日本国及び日本国民に対して有した請求権のうち、日本国によって軍人、軍属並びに労務者として召集又は徴用されて、1945年8月15日以前に死亡した者」のみに限定した。「慰安婦」被害者は、その申告の対象にならなかった。

## ト．被告の公式談話

1993年8月4日に河野洋平・日本国官房長官は、次のような内容の談話文を発表した。

「いわゆる従軍慰安婦問題については、政府は、一昨年12月より、調査を進めて来たが、今般その結果がまとまったので発表することとした。

今次調査の結果、長期に、かつ広範な地域にわたって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したことが認められた。慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった。また、慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった。

なお、戦地に移送された慰安婦の出身地については、日本を別とすれば、朝鮮半島が大きな比重を占めていたが、当時の朝鮮半島は我が国の統治下にあり、その募集、移送、管理等も、甘言、強圧による等、総じて本人たちの意思に反して行われた。

いずれにしても、本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府は、この機会に、改めて、その出身地のいかに問わず、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる。また、そのような気持ちを我が国としてどのように表すかということについては、有識者のご意見なども微しつつ、今後とも真剣に検討すべきものと考えている。

われわれはこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する。

なお、本問題については、本邦において訴訟が提起されており、また、国際的にも関心が寄せられており、政府としても、今後とも、民間の研究

を含め、十分に関心を払って参りたい」<sup>註7</sup>。

#### チ. 大韓民国と被告の追加措置

1. 大韓民国は、1993年6月11日に「日本帝国下の日本軍慰安婦に対する生活安定支援法」<sup>10)</sup>を制定して、慰安婦被害者に生活安定支援金を支給し始めた。
2. 被告は、1994年8月31日に村山富市総理の「総理談話」を通して、被告政府が軍「慰安婦」被害者の名誉と尊厳の毀損に対する道義的な責任として人道上の見地から個別的な慰労金や定着金を支給することができるように、政府の次元ではなく民間の次元でアジア女性発展基金への助成などを模索するとの立場を明らかにした。
3. 大韓民国は、2005年1月ごろに請求権協定に関連する一部の文書を公開した。その後に構成された「韓日会談の文書公開に関する後続対策関連官民共同委員会」（以下、「官民共同委員会」という。）では、2005年8月26日に「請求権協定は日本の植民地支配の賠償を請求するための協定ではなく、サンフランシスコ条約第4条を根拠として、韓日両国の間の財政的・民事的な債権債務の関係を解決するためのものである。日本軍『慰安婦』問題などに対して日本政府と軍隊など、日本の国家権力が関与した反人道的な不法行為については、請求権協定で解決したものと見ることができず、日本政府の法的責任が残っている。また、サハリン同胞問題と原爆被害者問題も請求権協定の対象に含まれていない」という趣旨の公式見解を表明した。同公式見解には次のような内容が含まれている。

- 韓日交渉の当時、韓国政府は、<sup>(ママ)</sup>被告政府が強制動員の法的賠償・補償を認めなかったことにより、「苦痛を受けた歴史的な被害事実」を根拠に政治的な補償を要求した。この要求が両国間の無償資金算定に反映されたと見なければならぬ。
- 請求権協定を通して、<sup>(ママ)</sup>被告政府より受け取った無償3億ドルは、個人の財産権（保険、預金など）、朝鮮総督府の対日債権など、韓国政府が国家として有する請求権、強制動員の被害補償問題を解決することを性格とする資金などが包括的に勘案されたものと見なければならぬ。

---

10) その後に「日本帝国下の日本軍慰安婦の被害者に対する保護・支援及び記念事業等に関する法律」と法律の名称が変更された（以下、「慰安婦被害者法」という）。



- 請求権協定は、請求権の各項目別の金額を決定したものでなく、政治交渉を通じて総額決定方式で妥結したために、請求権の各項目別の受領金額を推定するのが困難である。けれども、政府は受領した無償資金のうち、相当なる金額を強制動員の被害者救済に使用しなければならない道義的な責任があるものと判断される。
- しかし、1975年にわが政府の補償当時、強制動員の負傷者を保護対象から除外するなど、道義的な次元で見ると、被害者補償が不十分であった見るべき側面がある。

り、2015年の日本軍「慰安婦」被害者問題に関連した合意

1. 大韓民国政府と被告政府は、2015年12月28日に韓日外相会談の共同記者会見を通して、日本軍「慰安婦」被害者に関して次のような内容の合意がなされたことを発表した。

「〔被告政府：岸田外務大臣〕

日韓間の慰安婦問題については、これまで、両国局長協議等において、集中的に協議を行ってきた。その結果に基づき、日本政府として、以下を申し述べる。

(1) 慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であり、かかる観点から、日本政府は責任を痛感している。安倍内閣総理大臣は、日本国の内閣総理大臣として改めて、慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われた全ての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを表明する。

(2) 日本政府は、これまで本問題に真摯に取り組んできたところ、その経験に立って、今般、日本政府の予算により、全ての元慰安婦の方々の心の傷を癒やす措置を講じる。具体的には、韓国政府が、元慰安婦の方々の支援を目的とした財団を設立し、これに日本政府の予算で資金を一括で拠出し、日韓両政府が協力し、全ての元慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復、心の傷の癒やしのための事業を行うこととする。

(3) 日本政府は上記を表明するとともに、上記(2)の措置を着実に実施するとの前提で、今回の発表により、この問題が最終的かつ不可逆的

に解決されることを確認する。

あわせて、日本政府は、韓国政府と共に、今後、国連等国际社会において、本問題について互いに非難・批判することは控える。

[大韓民国政府：尹外務部長官]

韓日間の日本軍慰安婦被害者問題については、これまで、両国局長協議等において、集中的に協議を行ってきた。その結果に基づき、韓国政府として、以下を申し述べる。

(1) 韓国政府は、日本政府の表明と今回の発表に至るまでの取組を評価し、日本政府が上記 (1)、(2) で表明した措置が着実に実施されるとの前提で、今回の発表により、日本政府と共に、この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する。韓国政府は、日本政府の実施する措置に協力する。

(2) 韓国政府は、日本政府が在韓国日本大使館前の少女像に対し、公館の安寧・威厳の維持の観点から懸念していることを認知し、韓国政府としても、可能な対応方向について関連団体との協議を行う等を通じて、適切に解決されるよう努力する。

(3) 韓国政府は、今般日本政府の表明した措置が着実に実施されるとの前提で、日本政府と共に、今後、国連等国际社会において、本問題について互いに非難・批判することは控える」<sup>訳注<sup>8</sup></sup>。

2. 2016年7月28日に被告の予算で全額拠出した資金を活用して和解・癒し財団が設立され、拠出金のうちの一部が生存中の被害者または死亡した被害者の遺族のなかから各申請者に支援金を支給した。

又、原告たちの慰安婦被害者法による生活安定支援対象者の決定・登録  
原告たちは、1993年ごろより2001年ごろまでの間に慰安婦被害者法にもとづき審議委員会の審議を経て、女性家族部長官により生活安定支援の対象者に決定・登録された。

## ル、一部原告たちの死亡および一部の訴訟受継

本事件の訴訟係属中に原告 X1 は 2014 年 6 月 8 日に、原告 X2 は 2017 年 7 月 23 日に、原告 X6 は 2018 年 12 月 5 日に、原告 X7 は 2016 年 7 月 10 日に、原告 X8 は 2018 年 2 月 14 日に、X10 は 2015 年 6 月 11 日に、原告 X12 は 2016 年 12 月 6 日にそれぞれ死亡した<sup>11)</sup>。X10 の訴訟はその子である原告 A がこの訴訟手続を受継した。

## II. 原告側の主張

原告たちは、日本帝国が侵略戦争中に組織的で、かつ計画的に運営していた「慰安婦」制度の被害者である。日本帝国は、第二次世界大戦中に侵略戦争を遂行するために、「慰安婦」制度を設けて運営し、「慰安婦」が必要となれば、直ちに当時、植民地として占領中だった朝鮮半島に居住していた原告たちを誘拐したり、拉致したりして朝鮮半島の外に強制移動させた後、慰安所に監禁したままで、常時に暴力、拷問および性暴行をあからさまにした。その過程において原告たちに満足のいく賃金や手当を与えなかったことはもちろんである。

このような一連の行為（以下、「本事件の行為」と総称する。）は不法行為であることが明白であり、これにより深刻な肉体的、精神的な苦痛に苛まされたことにもとづき、日本帝国の後身としてその同一性が認められる被告にその慰謝料の一部として各々に 100,000,000 ウォンの支払いを求める。

## III. 裁判権の存否（国家免除の適用可否）に関する判断

### イ. 国家免除に関する国際法理論の動向

#### 1. 国家免除に関する伝統的な国際法理論

国家免除または主権免除（以下、「国家免除」と総称する。）は、国内の

---

11) 当事者は死亡したが、訴訟代理人において訴訟手続が中断しない限り、原則として訴訟受継の問題は生じない（韓国・民事訴訟法第 238 条、第 233 条第 1 項）。この場合、訴訟代理人は相続人全員のために訴訟を遂行することになる。本事件の判決の当事者表示が亡人の名義になっていたとしても、その判決は相続人全員に対して効力を有するものである（大法院 1995 年 9 月 26 日宣告 94 だ 54160 判決等参照）。

法院が外国国家に対する訴訟について裁判権を有しないとの国際慣習法として国家はその行為および財産に関して外国の裁判権で強制されないものと説明されている。これは主権を有するあらゆる国家が互いに平等で独立しているとの国家の基本原則または「対等なものは、対等なるものに対して支配権をもたず」(par in parem non habet imperium) という原則などに根拠づけられている。国家免除の概念は、主権平等原則の帰結として相互主義の観点から外国の権威を認めることにより、国家が友好関係を引き続いて維持する必要があるなどの理由から 19 世紀末まで広く支持された。

## 2. 制限的(相対的)国家免除理論の台頭

国家免除の概念は、19 世紀末から徐々に制限されるようになり、多数の国家では私法的・商業的な行為などについては、国家免除を適用しないという内容を国内法で制定したり、条約で定めたりした。ここに反人道的・反人権的な犯罪行為に対する訴訟が提起される場合、国家免除を認めてはならないという学説も主張されている。

### ロ. 本事件の行為に対して私法的行為として大韓民国の法院の裁判権が及ぶのか否かに関する判断

#### 1. 関連法理

##### (1) 大法院の判決

国際慣習法によると、国家の主権的な行為はほかの国家の裁判権から免除されることが原則というべきである。ただし、国家の私法的な行為まで他国の裁判権から免除されることが今日の国際法や国際慣例だということとはできない。したがって、わが国の領土内で行われた外国の私法的行為が主権的活動に含まれたり、またはこれと密接に関連のある行為に対する裁判権の行使が外国の主権活動に対する不当な干渉になるおそれがあったりするなどの特段の事情がない限り、外国の私法的行為に対しては、当該国家を被告としてわが国の法院が裁判権を行使することができるというべきである(大法院 1998 年 12 月 17 日宣告 97 다후 39216 全員合議体判決、大法院 2011 年 12 月 13 日宣告 2009 다후 16766 判決など参照)。

##### (2) 憲法裁判所の決定

国際慣習法上、国家の主権的活動に属さない私法的行為は、他国の裁判

権から免除されない（憲法裁判所 2017 年 5 月 25 日宣告 2016 헌마 388 全員裁判部決定、参照）。

## 2. 判 断

原告たちは、日本帝国の本事件の行為によって原告たちが被った損害の賠償を求めているところ、まず本事件の行為が裁判権の免除となる私法的行為に該当するのか否かについて検討する。

原告たちが主張する本事件の行為のうち、その一部に民間業者が関与し、それによって一部分が彼らの商業的な利益に転嫁していった余地があったようにも見える。しかし、原告たちの主張にもとづいたとしても、本事件の行為は次のような性質を有していることから、これを私法的、商業的行為だと見ることは難しく、主権的行為と認定するのが相当である<sup>12)</sup>。

(1) 本事件の行為により、日本帝国が達成しようとした目的は、日本軍人の身体的・情緒的な安定、軍隊の効率的な統率と統制などにあると見られる。軍隊の保有と指揮は、国家行為のうちで最も権力的な行為のひとつに該当する。

(2) 原告たちが主張する本事件の行為には、軍隊以外にも様々な国家機関が関与している。これらの国家機関が私経済の主体としての利益達成などを目的とする相手方と同等な地位から本事件の行為を自行したものではないというべきである。

(3) 本事件の行為の背景には、当時、日本帝国政府の政策判断にもとづいた法令の整備および予算の配分などが存在していた。

---

12) ワシントン D.C. 連邦地方裁判所の判決 (Hwang Geum Joo V. Japan 172 F. Supp. 2d 52, 2001) でも次のように判示した。カリフォルニア州などの「慰安婦」は、被告で占領した大韓民国内において「連れていかれ」、「日本軍人および特定の人々の利益のために計画、命令、樹立および統制された事前計画にもとづいて」、「日本軍が所有したり、または日本軍が『慰安婦』を収容したりするために設けた臨時施設物」に居住させ「日本軍の性奴隷の生活」をするようにさせられたと訴えた。これに対して、同裁判所は、慰安婦が主張する被告の行為は商業的行為ではなく、そこに日本軍が性行為の対価として金銭を供与したとしても、その本質は商業的行為と見ることができず、被告の軍事力を動員した「特異な主権的行為」だと判断した。

## ハ. 主権的行為に対する裁判権の存否に関する判断

### 1. 議論の前提

大韓民国の成文法によると、国家免除の例外事由について定めておらず、大韓民国が有効に批准した国際条約や被告との間で締結した条約に同様の定めが存在しない以上、日本帝国の主権的行為に対して大韓民国の法院に裁判権が存在するの否かについては国際慣習法によって判断するほかにない。ここに国家免除に関する国際的な動向をまず検討した後これを判断することにする。

### 2. 国家免除に関する国際条約および各国の立法動向等

#### (1) 国家免除に関する国際条約

ヨーロッパ共同体の国家は、1972年5月16日に「国の免除に関するヨーロッパ条約」(European Convention on State Immunity, 以下、「欧州条約」という。)を締結した。国連総会では国連国際法委員会(ILC)の議論の結果をもとに2004年12月2日に「国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約」(United Nations Convention on Jurisdictional Immunities of States and Their Property, 以下、「国連条約」という。)を採択した。欧州条約<sup>13)</sup>および国連条約<sup>14)</sup>では、例外的な場合に国家免除を否認する事由を

---

13) 欧州条約では、国家免除を否認する事由として、①法廷地国を債務履行地とする契約に関する訴訟、②法廷地国で供給された労務を内容とする雇用契約に関する訴訟、③法廷地国に根拠を置く会社などの団体に参加する訴訟、④法廷地国で商工、金融業を営業する営業所の活動に関する訴訟、⑤法廷地国で保護される無体財産権に関する訴訟、⑥法廷地国で生じた不法行為に関する訴訟、⑦法廷地国を仲裁地または準拠法とする仲裁の効力などに関する訴訟等を列挙している。

14) 国連条約では、国家免除を否認する事由として、①商業的取引、②雇用契約、③死亡、身体の損傷および財産上の侵害(第12条の原文は次のとおりである。Unless otherwise agreed between the States concerned, a State cannot invoke immunity from jurisdiction before a court of another State which is otherwise competent in a proceeding which relates to pecuniary compensation for death or injury to the person, or damage to or loss of tangible property, caused by an act or omission which is alleged to be attributable to the State, if the act or omission occurred in whole or in part in the territory of that other State and if the author of the act or omission was present in that territory at time of the act or omission: いずれの国も、人の死亡若しくは身体の傷害又は有体財産の損傷若しくは滅失が自国の責めに帰するとされる作為又は不作為によって生じた場合において、当該作為又は不作為の全部又は一部が他の国の領域内で行われ、かつ、当該作為又は不作為を行った者が当該作為又は不作為を行った時点において当該他の国の領域内に所在していたときは、当該人の死亡若しくは身体の傷害又は有体財産の損傷若しくは滅失に対する金銭によるてん補に関する裁判手

規定している。

## (2) 各国の立法動向

アメリカは、1976年に「外国主権免除法」(Foreign Sovereign Immunities Act, FSIA)を制定した。同法律では、商業的活動、国際法に違反して取得した財産と関連した訴訟、相続もしくは贈与によって取得したアメリカ国内の財産に対する権利またはアメリカ国内に所在する不動産に対する権利に関する訴訟、外国により、または外国が雇用した職員の職務遂行過程で行われた不法な作為もしくは不作為が原因によってアメリカ国内で生じた人的被害または死亡に対して当該外国を相手に金銭賠償が請求された場合<sup>15)</sup>、外国所有の船舶を相手に提起された海事訴訟として、当該国の商業活動に関連する場合、などにおいては国家免除が適用されないと規定している。そのほかにもイギリスは、1978年「国家免除法」(State Immunity Act)を制定し、日本も2009年に「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律」を制定した。シンガポールでも1979年に「国家免除法」(State Immunity Act)を制定した。それぞれの法律では、例外的に国家免除を除外する場合を限定的に列挙している。南アフリカ共和国、オーストラリア、カナダおよびアルゼンチンなどの諸国家でも、国家免除の例外を定めた法律を制定した。

(3) 国際司法裁判所 (International Court of Justice, 以下「ICJ」という。) 判決等

1) イタリア人であるフェッリーニは、1944年8月4日にドイツ軍に逮

---

続において、それについて管轄権を有する当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。ただし、関係国間で別段の合意をする場合は、この限りでない〔訳注：本条の和訳は、「国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約」〈日本国・外務省提供の和訳テキスト11-12頁〉による〕、④財産の所有・占有および使用、⑤知識および産業財産権、⑥企業またはそのほかの団体への参加、⑦国家が所有し、または運営する船舶、⑧仲裁合意の効果などを列挙して定めた。

15) この部分の原文は次のとおりである。Chapter 97. - Jurisdictional immunities of foreign states §1605 (a) (5) not otherwise encompassed in paragraph (2) above, in which money damages are sought against a foreign state for personal injury or death, or damage to or loss of property, occurring in the United States and caused by the tortious acts or omission of that foreign state or of any official or employee of that foreign state while acting within the scope of his office or employment; except this paragraph shall not apply to - (A) any claim based upon the exercise or performance or the failure to exercise or perform a discretionary function regardless of whether the discretion be abused, or - (B) any claim arising out of malicious prosecution, abuse of process, libel, slander, misrepresentation, deceit or interference with contract right.

捕され、ドイツの軍需工場にて1945年4月20日まで強制労役を行ったが、戦争捕虜の地位が認められずにいた。1998年にイタリア・アレツォ地方裁判所にドイツ国を相手とした損害賠償請求の訴えを提起した。同裁判所はドイツの国家免除の援用主張を認めて、訴えを却下した。控訴院でも原告の控訴を棄却した。ところが、イタリア破毀院は、2004年3月11日に強行規範に違反する国際犯罪に該当する国家の行為には国家免除を適用することができないとして、原審の判決を破棄した。下級審の裁判所は、これにより原告勝訴の判決を下した。

2) ドイツは2008年12月23日に上記のフェッリーニ判決以降にもイタリア内でドイツを相手として提起した多数の事件において同様の趣旨の判決が繰り返されると、「ドイツが国際法上、享受する国家免除を尊重しないイタリアの裁判実行による国際法上の義務違反」を理由にイタリアをICJに提訴した。ICJは、2012年2月3日にドイツとイタリアの間で欧州条約と国連条約が適用されないので、国際慣習法にもとづいてイタリアのドイツに対する裁判権の存否を判断しなければならないことを前提に「国家免除は、国連憲章第2条第1項で明らかなように国際法秩序の基本原則の一つである国家の主権平等原則から由来したもので、現在の国家実行の基盤となった国際慣習法の一般原則として採用された」ものであると判断した。すなわち、ICJは、国家免除に関する国際慣習法が武力衝突の状況で国家の武装兵力および関連機関による個人の生命、健康および財産の侵害に関する民事訴訟手続でも適用されることから、ドイツに対する裁判権の免除を否認したイタリアの裁判所の決定は正当化することができないと判示した。

かつ、ICJは、国家免除の原則は手続的要件として、国際人権法や武力衝突に関する法の違反事実が重要であるとの実体的主張によってその免除をなく奪することができないと判断した。一国家がほかの国家から裁判を免除される権利はその国家が国際的な責任を負担するのか否かの問題および賠償義務の存否の問題とは分離すべき問題であって、国家免除は賠償を確保するための代案が存在するのか否かにもとづいて決定されるものではないと判断した。

3) ICJの判決以降、イタリアの憲法裁判所は、2014年10月22日に国家免除の国際慣習法が人間の尊厳、価値および司法へのアクセス権を根幹



とするイタリア憲法秩序の基本的価値を侵害するもので、この慣習法は国内法秩序として受け入れることができない、という趣旨の判断を下した。

### 3. 判 断

国家の主権的行為は、他国の裁判権から免除されることが原則であるとの国家免除の国際慣習法にもとづいていたとしても、同国際慣習法が国家のあらゆる行為について裁判権が免除されることから、主権を有する国家であれば、例外なしに他国の裁判権の行使から免除されなければならないと捉えることはできない。一定の場合にはその例外が認められなければならないというべきである。

本件の基礎事実に、各証拠および弁論全体の趣旨を総合して認められる次の事情を斟酌してみると、本事件の行為は上記の基礎事実および以下の第5項で見られるように、当時、日本帝国により計画的で組織的に広範囲に自行された反人道的な犯罪行為として国際強行規範に違反したものである。当時、日本帝国により不法占領中であつた朝鮮半島内でわが国民である原告たちに対して自行された行為であることから、仮に本事件の行為が国家の主権的行為だとしても国家免除を適用することができず、例外的に大韓民国の法院には被告に対する裁判権が存在するものと認定するのが相当である。

(1) 憲法第27条第1項は、「すべての国民は憲法と法律の定めた法官により法律にもとづく裁判を受ける権利を有する」と規定して、裁判請求権を国民の基本権として保障している。この裁判請求権は、基本権が侵害されたり、あるいはこの権利が侵害される危険のある状況に置かれたりするときにその救済または予防を要請することができる権利だという点で他の基本権を保障するための基本権であるとの性格を有する（憲法裁判所2018年12月27日宣告2015헌마77、2015헌마832〔併合〕全員裁判部決定）。権利救済の実効性が保障されなければ、憲法上、裁判請求権を空虚なものにさせてしまうことから、裁判を受ける権利はほかの実体的な基本権とともに十分に保護し、保障すべき基本権である。かつ、1948年12月10日に国連総会で宣布された「世界人権宣言」でも第8条で「すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する」と規

定している。

以上のような基本権規定に照らしてみると、基本権を保障するための実効的な権利たる裁判を受ける権利を制限するにおいては、極めて慎重に行うべきである。

(2) 国家免除は、実体判断に入る前において裁判権の存否に関する判断で適用される理論として手続要件に関するものではある。しかし、手続法は、実体法上の権利と状況を最も望ましく具現するように構築・解釈しなければならない。というのは、手続法は、実体的法秩序を具現する手段としての意味を有しているためである。手続法が不十分であって実体法上の権利実現が制限されたり、あるいは実体法秩序がある程度、変容する場合はありえるが、それによって実体法上の権利や秩序が形が化したり、または歪曲されたりしてはならない（大法院 2018 年 10 月 18 日宣告 2015 ㉔ 232316 全員合議体判決、参照）。

(3) 国家免除の理論は恒久的であり、固定的な価値ではない。国際秩序の変動にもとづいて引き続いて修正されており、これは欧州条約、国連条約などの国際条約で絶対的な国家免除の理論から離れて、一定の場合には国家に対する裁判権を免除しない。アメリカの「外国主権免除法」、イギリスの「国家免除法」、日本の「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律」およびシンガポールの「国家免除法」など、諸国家の国内法で国家免除を認めない例外事由を定めていることに照らしてみても、同様である。このような変遷は、国際法体系が個人の権利を保護する方向に移行したことを反映したものと捉え得る。

(4) 国家免除の理論では、「武力紛争（戦争）の遂行中」には予測可能な損害の発生が予定されることから、このときに行われた行為については、裁判権が免除されなければならないと見られている。けれども、太平洋戦争の戦線は、中国、東南アジア、南洋群島などであり、当時、朝鮮半島は戦争の場所ではなかった。したがって、日本帝国が「慰安婦」動員のために原告たちを欺罔、拉致および誘拐した行為は「武力紛争の遂行過程中」に生じたものと認めることが困難である。

(5) 1969 年に締結された「条約法に関するウィーン条約」第 53 条は、「締結の時に一般国際法の強行規範に抵触する条約は、無効である。この条約の適用上、一般国際法の強行規範とは、いかなる逸脱も許されない規範とし

て、また、後に成立する同一の性質を有する一般国際法の規範によつてのみ変更することのできる規範として、国により構成されている国際社会全体が受け入れ、かつ、認める規範をいう」と規定している。このような国際社会の合意に照らしてみると、国際法規にも上位規範である「絶対規範」と下位規範との間に区別が存在しており、下位規範は絶対規範から逸脱してはならないというべきである。このときの絶対規範の例としては、ILCの2001年「国際違法行為に対する国家責任（国家責任条文草案）（Draft Articles on Responsibility of States for Internationally Wrongful Acts）」解説で列挙した侵略禁止、奴隷制および奴隷貿易の禁止、ジェノサイド（genocide, 集団虐殺）の禁止、人種差別および人種隔離の禁止、拷問の禁止、武力衝突時の国際人道法の基本原則、民族自決権などを挙げることができるだろう。

（6）法を解釈・適用するときには、その結果を考慮するべきである。解釈の結果、著しく不合理であったり、あるいは不当な結論が導かれたりすれば、そのような解釈を排除する方法を強く求めるべきである。通常、そのために論理的・体系的な解釈、歴史的な解釈、目的論的解釈などの様々な解釈方法が動員される。こうした解釈方法は、憲法規定および法原理に符合して、これを最大限に実現するための合憲的な解釈といえるであろう。被告になる国家が国際共同体の普遍的な価値を破壊し、反人権的な行為により被害者に劇甚な被害を負わせた場合までもこれに対する最終手段として選択された民事訴訟で裁判権が免除されたと解釈することは、次で見られるように不合理で不当な結果が導かれるものというべきである。

1) 慣習法とは、社会で積み重ねられた慣行として生成された社会生活規範が社会の法的な確信と認識にもとづいて法的な規範として承認・強行されるに至ったものをいう。この慣習法は、法源として法令に抵触しない限り、法則としての効力のあるものであり、また社会で積み重ねられた慣行として生成されたある社会生活規範が法規範として承認されるに至ったというためには、憲法を最上位の規範とする全体の法秩序に反しないものとして正当性と合理性が存在すると認めることができるものでなければならない。そうでない社会生活規範は、仮にそのものが社会で積み重ねられた慣行として生成されたとしても、これを法規範としての慣習法の効力を認定することができない（大法院 2005 年 7 月 21 日宣告 2002 다희 1178 全員合議体判決等、参照）。

国家免除が慣行として定着した国際慣習法だったとしても、被告が人道に反する重大な不法行為を引き起こした場合にまで被告に対する裁判権を免除するという内容の慣習法を適用する場合、ある国がほかの国の国民に対して人道に反する重大な犯罪を犯さないようにした諸々の国際条約に違反したにもかかわらず、これを制裁することができず、これにより人権が蹂躪された被害者たちは、憲法で保障する裁判を受ける権利をはく奪され、自身の権利を十分に救済されない結果をもたすことになり、不合理である。かつ、憲法を最上位の規範とする法秩序全体の理念にも符合せず、正当性が認められない。したがって、そのような場合にまでも国家免除を適用する国際慣習法としての効力を認定することはできないというべきである。

2) 太平洋戦争の終戦以降にも原告たち「慰安婦」被害者の被害は、表に出ないまま韓日両国間の賠償や補償の対象にならなかった。そうしたなか、1990年代に入って「慰安婦」被害者が自ら口を開き、被告の謝罪と賠償を要求し始めてから論議の争点となり、被告は官房長官の談話を通して公式に日本軍が「慰安婦」制度を運営したことを認めて、これに対する政府次元での謝罪をするに至った。それにもかかわらず、被害者個人に対する補償あるいは賠償はほとんどなされなかった。これに対して、「慰安婦」被害者は、被告の裁判所で幾度かにわたって民事訴訟を提起したが、すべてが棄却されたり、却下されたりした。アメリカなどの他国の裁判所に提起した訴訟の結果もまた同様であった。大韓民国政府と被告政府間の請求権協定および2015年の日本軍慰安婦被害者問題に関連した合意には、また被害を被った個人に対する賠償を包括することができなかった。交渉力や政治的な権力をもてない個人に過ぎない原告たちにとっては、本事件の訴訟のほかには具体的な損害に対して賠償を受ける道のりはまだまだほど遠い。

3) 国家免除の理論は、主権国家を尊重し、むやみに他国の裁判権に服さないようにする意味を有するのであって、絶対規範（国際強行規範）に違反し、他国の個人に大きな損害を被らせた国家が国家免除の理論の下に隠れて賠償と補償を逃れ得るような機会を与えるために形成されたものではないというべきである。したがって、こうした場合、国家免除に関する国際慣習法の解釈には例外が許容されるべきであると判断するのが相当である。

## IV. 国際裁判管轄権の存否に関する判断

### イ. 関連法理

韓国の国際私法第2条第1項では、「法院は、当事者または紛争となった事案が大韓民国と実質的に関連のある場合に国際管轄権を有する。この場合、法院は実質的な関連の有無を判断するに当たって国際裁判管轄配分の理念に符合する合理的な原則にしたがわなければならない」と規定し、同条第2項で「法院は、国内法の管轄規定を参酌して国際裁判管轄権の有無を判断する。ただし、第1項の規定の趣旨に照らして、国際裁判管轄権の特殊性を十分に考慮しなければならない」と規定している。したがって、国際裁判管轄権については、当事者間の公平、裁判の適正、迅速および経済にもとづくという基本理念にしたがって決定しなければならない。具体的には、訴訟当事者の公平、便宜、そして予測可能性のような個人利益のみならず、裁判の適正、迅速、効率および判決の実効性などのような法院ないし国家の利益も共に考慮しなければならない。こうした多様な利益のうち、いずれの利益を保護する必要があるのか否かは個別事件において法廷地と当事者の実質的な関連性および法廷地と紛争になった事案との実質的な関連性を客観的な基準として合理的に判断しなければならない（大法院 2010年7月15日宣告 2010 다후 18355 判決、大法院 2012年5月24日宣告 2009 다후 22459 判決等、参照）。このとき、予測可能性は、被告と法廷地の間に相当な関連があつて法廷地の法院に訴えが提起されることについて合理的に予見することができたのか否かを基準として判断しなければならない（大法院 2019年6月13日宣告 2016 다후 33752 判決、参照）。

かつ、国際裁判管轄に関して、条約や一般的に承認された国際法上の原則がいまだに確立しておらず、これについてのわが国の成文法規も存在しない以上、わが国の民事訴訟法の土地管轄に関する規定は、また上の基本理念にもとづいて制定されたものであることから、上記の規定による裁判籍が国内にあるときには、基本的に涉外事件に関する訴訟についてもわが国に裁判管轄権が存在すると認定することが相当である（大法院 1992年7月28日宣告 91 다후 41897）。

## ロ. 判 断

今まで検討した証拠および弁論全体の趣旨を総合して認められる次のような事情、すなわち ①原告たちの本事件請求は、東アジアと南洋群島に至るまで侵略戦争を引き起こしていた日本帝国がその軍隊の運営上、必要を満すために、当時、不法に占領中であった朝鮮半島の大韓民国国民を強制的に拉致したり、または誘引、欺罔したりして「慰安婦」生活を強要した行為を不法行為として規定し、これに対する損害を賠償してくれるようにとの趣旨で、基本的に大韓民国の民法を根拠として被告にその責任を問っている点。②上記のような一連の不法行為のうち、その一部が大韓民国の領土である朝鮮半島内で行われた点。③被害者である原告たちは大韓民国の国民であり、現在、大韓民国に居住している点、④本事件の行為が行われた慰安所などの物的証拠は、時間の経過と戦争などでそのほとんどが消滅し、慰安所の運営者もしくは利用者などの人的証拠もまたほとんどが残っていない。前述した河野洋平・官房長官談話の基礎資料、国連人権委員会での調査報告書などの資料がすでに発表されたことから、現地などでの証拠調査が必ず必要な事件だと捉えにくい点、⑤原告たち以外に様々な「慰安婦」被害者は、被告の国内裁判所、アメリカの裁判所など、世界の諸国家の裁判所に今までの日本帝国の不法行為を訴えながら、損害賠償をたえず請求してきたところ、原告たちの生活根拠地たる大韓民国の法院に本事件の訴えを提起するであろうことを被告がまったく予想できなかったと認めづらい点、⑥国際裁判管轄権は排他的なものではなく、併存することができることから、本事件が被告と緊密な関連性があるとしても、大韓民国の法院の裁判管轄権が当然に排除されると見ることはできない点、⑦一方で訴訟当事者の公平ないし裁判の適正、証拠収集の容易性や訴訟遂行の負担の程度など、具体的な事情を考慮するとき、被告にその応訴を強制することが民事訴訟の理念に照らしてみても、甚だしく不当な結果に至ることになるほどの特別な事情が存在すると認めることができない点などを上記の法理から鑑みれば、大韓民国は本事件の当事者および紛争になった事実と実質的な関連性があるものというべきであろう。したがって、大韓民国の法院は、本事件に対する国際裁判管轄権を有するというべきである。

## V. 本案に関する判断

### イ. 損害賠償責任の発生

#### 1. 準拠法の決定

本事件で不法行為にもとづいた損害賠償請求権が成立するの否かを判断する基準となる準拠法は、法廷地たる大韓民国にあって外國的な要素のある法律関係を適用される準拠法の決定に関する規範（以下、「抵触規範」という。）にもとづいて決定しなければならない。上記の認定事実によると、被告の不法行為とそれによる損害の発生などの法律関係は、旧涉外私法（1962年1月15日、法律第996号として制定。以下同様）が施行された1962年1月15日以前に生じた。したがって、旧涉外私法の制定以前に発生した法律関係を適用される大韓民国の抵触規範とは、1912年3月28日より日王の勅令第21号にもとづきわが国に依用され、（被告による植民地支配の終了以降、米軍政庁の一訳者）軍政法令第21号を経て大韓民国・制憲憲法附則第100条<sup>註9</sup>により、現行法令として大韓民国の法秩序に編入された日本の法例（1989年6月21日、法律第10号）である<sup>註10</sup>。原告たちの請求権が成立した時点で適用される上の法例によると、不法行為による損害賠償請求権の成立と効力は不法行為発生地の法律にもとづくことになっている（11条）。本件の不法行為地は、大韓民国、中国、被告および南洋群島などを経ていることから、不法行為による損害賠償請求権を判断すべき準拠法は、大韓民国法、中国法、日本法などであるべきであろう。ところで、本事件で原告たちは、大韓民国法を準拠法にして被告の不法行為責任を問うことを明白にしているので、被告の不法行為による損害賠償請求権が成立するの否かは、大韓民国法を準拠法として判断することにする（大法院2012年5月24日宣告2009다22549判決、参照）。

さらに、民法が施行された1960年1月1日以前に発生した事件が不法行為に該当するの否かの判断で適用されるべき大韓民国法は、民法附則第2条本文にもとづき「旧民法（依用民法）」ではない「現行民法」である。

#### 2. 本事件の行為が不法行為に該当するの否かに関する判断

(1) 上述した基礎事実および弁論全体の趣旨を総合すると、日本帝国は日中戦争と太平洋戦争など、侵略戦争の遂行過程で軍人の士気高揚、軍隊

周辺地域の住民からの不満発生を低減<sup>脚註11</sup> および軍人に対する効率的な統率を図るために、いわゆる「慰安婦」を管理する方法を考案し、法令を整備するなど、これを制度化した。軍と国家機関で組織的に計画を立てて人員を動員・確保するなど、歴史において前例を見出しえない「慰安所」を運営した。

10代の初めもしくはその半ばから20歳に過ぎないなど、未成年であったり、ちょうど成年になったばかりの原告たちは、貧困な家計を助けるために「工場でお金を稼げる」との民間業者または日本帝国の公務員による欺瞞に騙されて志願したり、強制的に拉致されたり、または上記の制度を正確に理解しえない父母や周囲の人々の勧めで「慰安婦」に動員された。「慰安婦」に動員されて以降、原告たちは日本帝国の組織的で、直・間接的な統制下で本人たちの意思に関わりなく強制で軍人の性的行為の対象になり、その回数も一日に数十回に至るほど残酷なものであった。幼い歳の原告たちとの性行為のために、原告たちが収容された部屋の前に軍人が列をなし、その利用時間も制限を設けるほどであった。原告たちは過酷な性行為そのものにより、傷害のみならず、常に性病と願わない妊娠の危険を甘受しなければならず、安全性が満足に保障されない産婦人科の治療を受けなければならないこともあった。そのほかにも常時的な暴力にさらされており、十分な衣服と食事を補給されることもできない状況で最少限の自由さえも制圧され、監視の下で生活をしていた。

(2) 被告の現行憲法(1946年11月3日公布)第98条第2項によると、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守」しなければならないと定める。憲法の制定前だとしても、同条項は、新たな義務を負荷するものでなく、国家としての当然の義務を宣言したものと見られるので、現行憲法の成立前たる日本帝国もまた条約および国際法規を誠実に遵守するべき義務があるというべきである。

ところで、本事件の行為は、日本帝国がその当時まで批准した①ハーグ陸戦条約第3条、附属書第46条の「家ノ名誉及権利……ハ之ヲ尊重スヘシ」という交戦当事者の義務に違反し、家族の構成員たる女性の性的な自己決定権を著しく侵害しており、その名誉と権利を尊重するべき義務を履行しなかったものである。②「白人奴隷の売買取締に関する国際条約」で禁止した性売買および性売買を目的とした拉致、人身売買を禁じ



る条項<sup>16)</sup>に同行為は違反する。③「婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル条約」で禁ずる未成年の女子を欺罔、拉致する行為を行った。④国際連盟の「奴隷条約」上の奴隷解放規定（国際連盟下の臨時奴隷制委員会では、奴隷を「所有権に伴って一部または全部の権限の行使が制限される者の地位または状態」と捉えてはいる。前述の国連人権小委員会のマクドゥーガル報告書では、「慰安婦」を「性奴隷」と見ており、当時の「慰安婦」は日本軍によって一部または全部の権限の行使が制限されていたことから、彼女たちを「性的奴隷」とみる見解が多数ある）に違反していた。⑤ILOの「強制労働ニ関スル条約」で女性の強制労働を即時に廃止することにした条項に反した。⑥当時、日本帝国の公務員は、被告の旧刑法第226条などに違反しており、日本帝国政府はこれを積極的に助長したり、あるいは幫助したりした。

(3) 1946年1月19日に公布された「極東国際軍事裁判所条例」の第5条(c)では、奴隷化などの非人道的な行為等を人道に反する犯罪と規定しており<sup>17)</sup>、これを犯した戦争犯罪者を遡及して処罰した。1945年11月に始まったニュルンベルク国際軍事裁判所憲章第6条(c)にも同様の規定がある<sup>18)</sup>。

---

16) 原文は次のとおりである。“Article 1 The Parties to the present Convention agree to punish any person who, to gratify the passions of another: (1) Procures, entices or leads away, for purposes of prostitution, another person, even with the consent of that person; (2) Exploits the prostitution of another person, even with the consent of that person.”（第1条 この条約の締約国は、他人の情欲を満足させるために次のことを行ういかなる者をも処罰することに同意する。1 売春を目的として他の者を、その者の同意があった場合においても、勧誘し、誘引し、又は拐去すること。2 本人の同意があった場合においても、その者の売春から搾取すること）。

17) 原文は次のとおりである。“Article 5 (c) Crimes against Humanity: Namely, murder, extermination, enslavement, deportation, and other inhumane acts committed against any civilian population, before or during the war, or prosecutions on political or racial grounds in execution of or in connection with any crime within the jurisdiction of the Tribunal, whether or not in violation of the domestic law of the country where perpetrated. Leaders, organizers, instigators and accomplices participating in the formulation or execution of a common plan or conspiracy to commit any of the foregoing crimes are responsible for all acts performed by any person in execution of such plan.”

18) 原文は次のとおりである。“Article 6 The Tribunal established by the Agreement referred to in Article 1 hereof for the trial and punishment of the major war criminals of the European Axis countries shall have the power to try and punish persons who, acting in the interests of the European Axis countries, whether as individuals or as members of organizations, committed any of the following crimes. The following acts, or any of them, are crimes coming within the jurisdiction of the Tribunal for which there shall be individual responsibility:

(4) 上記の認定事実を前提として本事件の行為当時の国際条約、一般的な国際慣習法と日本帝国の国内法、戦後の戦争犯罪に関する国際刑事裁判所の憲章および弁論全体の趣旨を総合すると、前記で認定した本事件の行為は、当時、日本帝国の朝鮮半島並びに韓国人に対する不法な植民地支配および侵略戦争の遂行に直結した反人道的な不法行為に該当すると認定することが相当である。

### 3. 小 結

前述した日本帝国の不法行為によって原告たちが精神的な苦痛を被ったことは経験則上、明白だというべきである。したがって、日本帝国の後身として同一性が認められる被告は、特別の事情がない限り、上記の不法行為によって原告たちが被った精神的な苦痛をせめて金銭だけでも賠償すべき義務がある。

#### ロ. 損害賠償責任の範囲

過去、日本帝国は、朝鮮半島に対する不法な植民地支配および侵略戦争の遂行のための強制的な人員動員の政策を積極的に推進するために、原告たちを欺罔したり、または強制的に連行したりして「慰安婦」としての生活を強要した。特に、原告たちは歳の若い女子であるにもかかわらず家族と離れて居住移転の自由などを奪われたまま、危険で酷烈な環境で性行為を強要された。原告たちは、その過程で数えきれないほどに暴行を受け、飢餓、傷害および疾病のほかにも常に訪れる死の恐怖に苛まされなければならなかった。終戦以降にも「慰安婦」であった前歴は、被害を被った当事者に不名誉な記憶としていつまでも残され、大きな精神的な傷になった。これにより原告たちは、それ以降の暮らしを正常に営んでいくことができなかった。しかも、上の経験は被害者だけでなく、その家族にも拭うことができない悔恨として残されたことは明らかである。

このような加害行為の不法性の程度と原告たちの当時の年齢および「慰

---

(c) Crimes against humanity: namely, murder, extermination, enslavement, deportation, and other inhumane acts committed against any civilian population, before or during the war, or persecutions on political, racial or religious grounds in execution of or in connection with any crime within the jurisdiction of the Tribunal, whether or not in violation of the domestic law of the country where perpetrated."

安婦」として苦痛を受けた期間、当時の環境と自由抑圧の程度など、原告たちが被った被害の程度、原告たちが帰国後に経験した社会的・経済的な困難さ、不法行為以降、相当な期間のうちに被害の回復がまったくなされなかった点、そのほか、本事件の弁論に現れた諸般の事情などを総合してみると、被告が支払うべき慰謝料は、少なくとも原告たちに対して各々1億ウォン以上だと認定するのが相当である<sup>19)</sup>。

## ハ. 小 結

したがって、被告は原告たちに各々1億ウォンを支払う義務がある（ただし、原告たちは本事件の請求時に遅延損害金を求めなかったことから、遅延損害金については別途に判断しない）。

## 二. 補 論—請求権消滅の成否に関する判断<sup>20)</sup>

### 1. 請求権協定による請求権消滅の成否

(1) 「慰安婦」として動員された韓国人への補償金およびその他の請求権が、上記の請求権協定の対象に含まれており、請求権協定の締結で消滅するのか否かについて検討する。

(2) 前記の各証拠および弁論全体の趣旨を総合して認定される以下の事情に照らしてみると、原告たちが主張する被告に対する損害賠償請求権は、請求権協定の適用対象に含まれたと認めることができないことから（大法院2018年10月30日宣告2013다61381全員合議体判決等、参照）、請求権協定によって原告たちの被告に対する損害賠償請求権が消滅したということができない。

1) 原告たちは、被告を相手に未支給の賃金や補償金を請求しておらず、

---

19) 原告たちは、当時、10代の初めもしくはその半ばから20歳にかけた幼い歳であった。日本帝国による懐柔と欺罔に騙されて、仕事に就けると思い志願したということもあった点などを考慮して、その甘言に騙されて、形式的ではあるが本人の志願で動員されたのか、そうではなく、強圧的な方法により動員されたのか否かはここで問わず、慰謝料の金額を変えない。原告たちが1億ウォンを限度に一部請求をしていることから、それ以上の慰謝料の金額に対しては別途に判断しない。

20) 原告たちが「請求権協定」および「2015年の日本軍慰安婦被害者問題に関連する合意」にもかかわらず、自らの請求権は消滅しないとの趣旨を主張しているので、本事件でこの点を直接に争わなかったとしても補充的に原告たちの主張について検討する。

日本帝国の朝鮮半島に対する不法な植民地支配および侵略戦争の遂行に直結した反人道的な不法行為を前提とした慰謝料を請求している。

2) 請求権協定の締結経過およびその前後の事情によると、請求権協定は日本帝国の不法な植民地支配に対する賠償を請求するための協定ではなく、基本的にサンフランシスコ条約第4条を根拠として韓日両国の間の財政的・民事的な債権債務の関係を政治的な合意として解決するためのものであったと判断される。

3) 請求権協定第1条にしたがって被告が大韓民国政府に支給した経済協力金は、同協定第2条による権利問題の解決とその法的な対価関係にあると捉えることができるのかも明らかでない。

4) 請求権協定の交渉過程で被告は、日本帝国による植民地支配の不法性を認めないまま、「慰安婦」被害者に対する法的な賠償を根源から否認している。これにもとづいて韓日両国の政府は、日本帝国による朝鮮半島支配の性格について合意に至ることができなかった。こうした状況で「慰安婦」被害者の慰謝料請求権は請求権協定の適用対象に含まれると認定することが難しい。

5) 大統領や関係行政部署の意見が司法府の判断を拘束することはできない。国家が条約を締結して外交保護権を放棄することに止まらず、国家とは別個の法人格を有した国民個人の同意なしに国民の個人請求権を直接に消滅させることができるとみるのは近代法の原理と相容れない。国家が条約を通して国民の個人請求権を消滅させることが国際法上、許されるにしても、国家と国民個人が別個の法的な主体であることを考慮すると、条約に明確な根拠がない限り、条約の締結で国家の外交保護権以外の国民の個人請求権まで消滅したと認めることはできないであろう。請求権協定に対して個人請求権の消滅に関する韓日両国の政府の意思の合致があったと認められるほどの十分な根拠を見出すことは困難である。

6) 官民共同委員会は、2005年8月26日に日本の国家権力が関与した反人道的な不法行為や植民地支配に直結した不法行為による損害賠償請求権は、請求権協定によって解決したと認めることができないとの見解を明らかにしたこともある。

## 2. 「2015年の日本軍慰安婦被害者問題に関連する合意」による請求権消滅の成否に関する判断

前記の各証拠および弁論全体の趣旨を総合して認定される以下の事情に照らしてみると、原告たちが主張する被告に対する損害賠償請求権は、上の合意の適用対象に含まれたと認めることができないことから、同合意によって原告たちの被告に対する損害賠償請求権が消滅したということができない。

(1) 外交部は、2017年7月31日に長官直属で「韓日・日本軍慰安婦被害者問題の合意検討タスクフォース」（委員長1名、副委員長2名、民間委員3名および外交部委員3名）を設置し、同合意に対する評価を実施した。2017年12月27日に同タスクフォースで発表した報告書では、上の合意について「両国外相の共同発表と両首脳の追認を経た公式の約束であり、その性格は条約ではなく政治的な合意」だと捉えた。

(2) 同合意は、両国外相の共同発表と両首脳の追認を経た公式の約束だとはいうけれども、書面で行われたものでなく、通常の条約に付与された名称や主に使われる条文形式を採っていない。また、合意の効力に関する両当事者の意思が表示されなかっただけでなく、具体的な法的権利・義務を創設する内容を含んでいない。

(3) 憲法第60条第1項では、「国会は、相互援助または安全保障に関する条約、重要な国際組織に関する条約、友好通商航海条約、主権の制約に関する条約、講和条約、国家や国民に重大な財政的負担を伴う条約または立法事項に関する条約の締結・批准に対する同意権を有する」と規定している。憲法第73条は大統領に条約締結権を付与しており、憲法第89条第3項では条約案は国務会議の審議を経るように規定している。本件の合意は、韓日両国の間に先鋭な葛藤が存在する問題であるとともに、国民の基本権と関連する日本軍「慰安婦」被害者の被害回復に関する問題を取り扱いながらも、国務会議の審議や国会の同意など、憲法上の条約締結の手続を経ておらず、また、簡易な内容の条約としての慣行にもとづいて処理される告示類条約のように条約番号を付与したり、告示したりすることもなかった。この点は被告も同様である。

(4) 本件の合意は、「慰安婦」被害者の民事上、損害賠償請求権の行使の可否を大韓民国政府に委託したところがない状況で行われたもので、別

## 資 料

途の委任や法令の規定なしに個人の権利を国家が処分することができないことから、同合意によって原告たちの損害賠償請求権が最終的かつ不可逆的な解決に至ったと断定することができない。

(5) 本件の合意は、韓日両国の間にある「慰安婦」問題に関して国家対国家としての政治的な合意があったことを宣言するに止まったものであると見られる。

## VI. 結 論

そうだとすれば、原告たちの本事件の請求は、すべてに理由が認められることから、これを認容することにして、主文のとおり判決する。

裁判長 判事 キム・ジョンゴン (김정곤)

判事 キム・キョンソン (김경선)

判事 ジョン・キョンセ (전경세)

## 訳注

- <sup>1</sup> 日王とは、日本の天皇を意味する。
- <sup>2</sup> 「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」の邦訳は、新井京「国際法研究室（オンライン条約集）」に掲載されたものによる（<https://www1.doshisha.ac.jp/~karai/intlaw/docs/hc4.htm>）〔2021年5月24日確認〕。
- <sup>3</sup> 附属書とは、「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則」を指す。
- <sup>4</sup> 本文は、日本でいう「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル国際条約」第1条に該当するところである。邦訳は、同条約（条約18号）でアジア歴史資料センターのデジタルアーカイブ所蔵の文書による（<https://www.digital.archives.go.jp/img/pdf/3138465>）〔2021年5月24日確認〕。
- <sup>5</sup> 本文の邦訳は、「日本国との平和条約」（外務省条約集）801頁による。
- <sup>6</sup> 本文の邦訳は、「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国

と大韓民国との間の協定」(外務省条約集) 293-295 頁による。

- 7 この引用文は、日本国外務省の HP に掲載された「慰安婦関係調査結果に関する河野内閣官房長官談話」による。
- 8 この引用文は、日本国外務省の HP に掲載された「日韓両外相共同記者発表」による。
- 9 「制憲憲法」とは、建国時の 1948 年 7 月に制定された大韓民国憲法（48 年憲法）をいう。同憲法附則第 100 条は「現行法令は、本憲法に抵触しない限りその効力を有する」と規定していた。岡克彦「大韓民国」初宿正典ほか編『新解説世界憲法集〔第 4 版〕』（三省堂、2017 年）398 頁。
- 10 吉川絢子「植民地期および 1945 年 8 月以後、朝鮮における日本法の『依用』」尹龍澤ほか編著『コリアの法と社会』（日本評論社、2020 年）41 頁を参照のこと。
- 11 これは、周辺住民への強姦など、自国軍人による性暴力の低減を図ることを意味している（本判決文 4 頁）。

